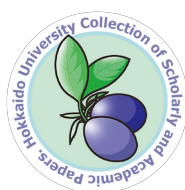




HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	特別修学支援室と連携して行う，障害のある学生へのサービス：北海道大学附属図書館の事例
Author(s)	小林，泰名；栗田，とも子；河野，由香里
Citation	大学図書館研究，108，1714-1-1714-9
Issue Date	2018-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/68786
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc/4.0/
Type	journal article
File Information	108_1714.pdf



特別修学支援室と連携して行う，障害のある学生へのサービス —北海道大学附属図書館の事例—

Services for students with disabilities in cooperation with the Disability Service Office: Case study at Hokkaido University Library

小 林 泰 名¹, 栗 田 とも子², 河 野 由香里³

Yasuna KOBAYASHI¹, Tomoko KURITA², Yukari KONO³

抄録：障害学生支援は大学全体として取り組むべき課題であり，その中に「大学図書館の障害者へのサービス」が位置付けられる。北海道大学附属図書館では2012年3月から，障害学生支援担当部署と連携して「プリント・ディスアビリティのある利用者のための資料電子化サービス」等の障害学生へのサービスに取り組んでいる。2017年9月までの5年半の取り組みについて報告する。

キーワード：障害者差別解消法，プリント・ディスアビリティ，印刷物障害，障害者サービス，資料電子化，特別修学支援，情報保障

1. はじめに

2016年4月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下，障害者差別解消法)が施行され，大学にも障害者に対する合理的な配慮が求められている¹⁾。また，「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告(第一次まとめ)」(以下，「第一次まとめ」)において，大学に障害学生支援担当部署を設置する必要性が指摘された²⁾。北海道大学(以下，本学)には2013年4月に障害学生支援担当部署として特別修学支援室が設置されたが，その準備段階である2012年3月から，北海道大学附属図書館(以下，当館)では，のちに特別修学支援室のスタッフとなる教職員と連携して，障害者へのサービスに取り組んでいる。本稿では，この5年半の取り組みについて報告する。

2. 障害者権利条約と「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告」

2014年1月，日本は「障害者の権利に関する条約」(Convention on the Rights of Persons with Disabilities, 以下，障害者権利条約)を批准した³⁾。障害者権利条約は2006年12月に国連で採択され，2008年5月に20カ国以上が批准し，発効している。日本は2007年9月に署名し，批准に向けて国内法の整備を進めた。2013年6月の障害者差別解消法の成立後，国会で同条約の締結が承認され，2014年1月に批准，同

年2月に発効している。

障害者権利条約第24条5項に，障害者の高等教育への機会確保とそのための合理的配慮の提供が定められている⁴⁾。障害者基本法の改正後，文部科学省高等教育局は2012年6月に「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」を設置し，その報告を同年12月に「第一次まとめ」として公表した。

2016年4月に障害者差別解消法が施行され，2017年3月には「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)」(以下，「第二次まとめ」)が公表された⁵⁾。

本章では「第一次まとめ」「第二次まとめ」から特に図書館に関連する部分について内容を確認する。

2.1 支援体制

「第一次まとめ」では，まず「学長がリーダーシップを発揮し，大学等全体として専門性のある支援体制の確保に努めることが重要である。」とし，「障害学生の支援を専門に行う担当部署の設置及び適切な人的配置を行うほか，学内との連携を図る」とされている⁶⁾。大学図書館の障害学生へのサービスも，この大学全体として取り組む支援体制の中に位置付けられる。

2.2 「印刷物障害」の学生への教材確保

松原⁷⁾も注目しているように「第一次まとめ」で

は、「視覚障害や識字障害のため文字が見えにくい、読みにくい、肢体不自由のため書籍のページめくりや持ち運びなどが難しいなどといった『印刷物障害』」の学生への教材の確保に言及しており、「大学等や図書館、出版社との連携の促進」といった具体的な提案がなされている。

「第二次まとめ」の中で、「第一次まとめ」で取り組むべきとされた事項の進捗状況について示されているが、情報アクセシビリティについては「いまだ不十分な状況である」と指摘されている。

情報アクセシビリティに関する中長期的課題として、教材の確保が挙げられている。「教科書・教材、学術論文等研究活動に必要な資料は、障害のある学生が利用することを考慮してアクセシビリティを確保することが重要である。また、教員が作成する配布資料等も、障害のある学生が必要な準備をできるように、アクセシビリティを確保し、事前に提供することが望ましい。これらのための手段として、点字や音声変換が可能なテキストデータで提供することがあげられる。」とある⁸⁾。

3. 北海道大学における附属図書館と特別修学支援室の連携

本学では2013年4月に、障害のある学生の支援担当部署として学務部学生支援課の下に特別修学支援室（以下、支援室）が設置された。支援室は、障害のある学生が学修及び研究を行う上で抱える困難に対して、相談に応じ、支援をコーディネートしている。支援室の相談員やコーディネーター、各学部や研究科の教職員がサポートするのはもちろん、本学の学生も支援学生としてサポートを担っている。

当館では、支援室設置の準備段階である2012年3月から、のちに支援室のスタッフとなる教職員と連携して、障害のある学生へのサービスに取り組んでいる⁹⁾。

3.1 連携の始まり：修学支援懇話会

支援室との連携のきっかけは、本学教育学研究院の松田康子教授（当時は准教授で、学生支援室スタッフを兼任していた）が、印刷物障害（当館では「プリント・ディスアビリティ」と呼んでいる）の学生からの「図書館の資料を電子化してほしい」という要望を当館に伝えたことであった¹⁰⁾。2012年3月にその学生と松田教授、学生支援課職員を当館に招いて話を聞き、電子化サービスについて検討を始めた。この会合は修学支援懇話会と名付けられ、定期的で開催することとなった。参加者として障害のある学生、障害のある学生の支援に取り組む教職員および

支援学生、図書館職員、さらに印刷業界の方々なども加わり、障害を抱える学生への修学支援に関するアイデアを持ち寄り、創造的な発想をめぐらせ、実現化に向けて情報交換をする場となっていった。

修学支援懇話会は2012年3月に始まり、2017年8月までに33回開催されている。2014年3月までは当館が主催し、場所も当館の会議室で行っていたが、2014年4月からは支援室主催となり、場所も支援室がある高等教育推進機構の会議室に移された。それまでは当館と支援室の連携を中心としていたが、施設課の職員等も迎えて、支援室を中心に、全学の障害学生支援について意見交換する場となった。

さらに、松田教授が支援室を離れるにあたり、2017年4月からは松田教授主催の研究会として継続することとなった。場所は松田教授の所属する教育学部の会議室に移され、松田教授のゼミの学生も毎回参加するようになった。

修学支援懇話会では本学全体のバリア調査や冬期の車椅子移動介助、ノートテイクやオープンアクセス教材等の映像資料の字幕などの聴覚障害学生への情報保障など、多岐に渡るテーマを取り上げた。その中でもプリント・ディスアビリティのある利用者がどうすれば図書館資料を利用できるかについては繰り返し議論され、この議論から「プリント・ディスアビリティのある利用者のための資料電子化サービス」（以下、「電子化サービス」という）が生まれた。

後述するが、電子化サービスは当館が主体となり行っているが、校正作業は支援室から派遣される支援学生が行っている。支援室との連携によって実現しているサービスである。

3.2 現在：支援室と当館の連絡会

2017年度からは、支援室と当館の連絡会を年3回開催することとなった。後述する電子化サービスのほか、当館で行っている支援室利用学生への対応について緊密に連絡をとることを目的とする、事務的な会合である。年度の初め、前期終了後、後期終了後の3回程度開催してゆく予定で、2017年度第一回は7月に開催された。

また、日々の連絡のために、次項で述べる特別修学支援ワーキング・グループのメンバーと支援室スタッフのメーリングリストを作成した。

3.3 附属図書館特別修学支援ワーキング・グループ

2016年4月、当館が支援室と連携協力し、修学に支障のある学生を対象とした支援のあり方の検討及び支援事業を実施することを目的として、特別修学

支援ワーキング・グループ（以下、修学支援 WG）を設置した。

3.4 配慮提供の流れ

当館を利用するにあたって合理的配慮を必要とする学生がいた場合、特別修学支援室長から附属図書館長宛に配慮願いを発行する。当館ではこれを受けて特定の学生に対するサービスを提供している。

もちろん、身体障害等の理由で書架から図書を取り出すのが困難であるなどの場合、図書館職員はその場で判断して学生を支援するが、図書館として恒常的に取り組むべき特別なサービスの提供については、支援室からの配慮願いを受けて、修学支援 WG から全学の図書担当職員宛に具体的な配慮の内容を通知し、対応している。

4. 支援室との連携による協働の取り組み

4.1 プリント・ディスアビリティのある利用者のための資料電子化サービス

障害のある学生への支援として当館で主に取り組んでいるのは電子化サービスである（図 1 は案内チラシ表紙）^{11) 12)}。これは、紙の資料を読むことが困難なプリント・ディスアビリティのある学生の要望に応じて、「図書館の障害者サービスにおける著作権法第 37 条第 3 項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」¹³⁾に基づき、図書館の資料を電子化（画像 PDF 化・テキスト化・電子ブック化）するものである。2012 年から取り組みを開始し、2014 年 9 月末から 2016 年 3 月末までの試行期間を経て 2016 年 4 月から正式にサービスを開始した。



図 1 電子化サービス利用案内チラシ表紙

4.1.1 支援室との連携方法

電子化の作業自体は当館で行われ、図書館職員と、支援室から派遣される支援学生が作業を担っている。

当館と支援室の役割分担は主に以下のとおりである。

- ・支援室：利用学生からの要望ヒアリング・サポート、支援学生の雇用・勤務・給与管理
- ・当館：支援学生への研修、シフトの作成・管理、当館における支援学生の実務作業、電子化の実務作業、電子化に関わる利用学生とのやりとり

2016 年度は支援室スタッフに電子化についての研修を受けてもらい、電子化の実務作業の一部を担当してもらった。図 2 はスキャン作業の様子、図 3 は校正作業時の端末画面である。現在、電子化の作業を管理できるのは図書館職員のうち 2 名であるが、図書館職員・支援室スタッフともに管理できる人材を育成し、増やしていくことが今後の課題である。



図 2 資料電子化作業（図書のスキャン）

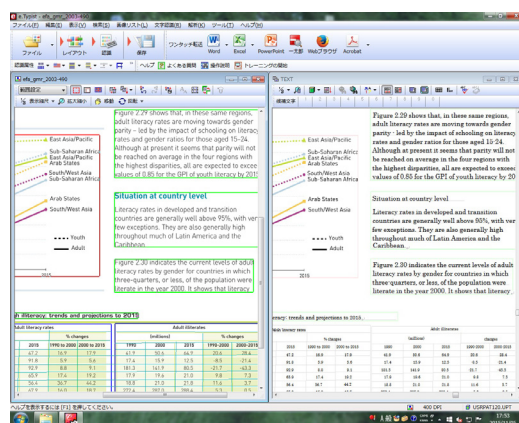


図 3 資料電子化作業（校正）

4.1.2 利用実績

試行期間を含めた 2014 年 9 月末～2017 年 9 月末までの 3 年間の利用実績は以下の表 1、表 2 のとおりである。

(1) 電子化資料の提供件数

表 1 電子化資料の提供件数

		出版社 提供	図書館で 電子化	合計
図書	和	20	141	161
	洋	6	14	20
雑誌論文	和	0	8	8
	計	26	163	189

(2) 電子化形式内訳

電子化資料の形式内訳は以下のとおりである。未校正テキストとは文字校正をしていない Word ファイルのテキストのことで、間違いが多数あることがある。テキストとは文字校正を行った Word ファイルのテキストのことで未校正テキストに比べて間違いは少ない。

表 2 電子化形式内訳

形式	件数	割合
① PDF	100	53%
② 未校正テキスト	23	12%
③ テキスト	66	35%
④ 電子ブック	0	0%
合計	189	100%

①は画像 PDF のみ。

②の内訳は画像 PDF+未校正テキスト 20 件、透明テキスト付き PDF1 件、未校正テキストのみ 2 件である。

③の内訳は画像 PDF+テキスト 37 件、透明テキスト付き PDF14 件、テキストのみ 15 件である。

4.1.3 電子化サービス利用学生の所属部局との連携

4.1.2 で示した数値の中には特定の学部で教材として使用する資料が多く含まれている。これは、プリント・ディスアビリティのある学生が所属する学部において今後必須とされる教材を、事前に多く電子化しておこうという 2016 年度に行ったプロジェクトで作成したものである。該当学部の教員からの依頼を受けて行い、校正作業を行う支援学生への給与の財源は該当学部であった。その際の電子化の実務作業は支援室と当館が協働して行った。これは単年度のプロジェクトだったため、年度内に電子化が完了しなかった資料については、当館が引き継いで 2017 年度も作業を継続している。また、作業をする支援学生の一部は該当の学部から派遣されている。

従来、当館における電子化は利用学生からの依頼

を受けて行うオンデマンド方式であったが、このように利用学生の所属学部が中心となっており、あらかじめ教材を電子化しておくというサービスの需要は今後も増えるのではないかと考えられる。

4.1.4 支援学生向けの研修

2014～2016 年度に、松田教授を中心とした支援室の相談員である教員が担当する「学びのユニバーサル・デザイン入門」¹⁴⁾ という授業で図書館職員が 2 コマを担当し、電子化サービスについての概論と実習を行った。この授業は支援室の支援学生になるための研修を兼ねており、聴覚障害学生への情報保障であるノートテイクや、雪道での車椅子の移動補助などについても講義と実習を行っていた。講師となる図書館職員は自分が登壇する回だけでなく、他の講師が担当する回もできる限り聴講することで、障害学生支援のさまざまな手法を学んだ。

2017 年度からは担当教員が特別修学支援室の伊藤康弘准教授に替わり、授業のタイトルも「キャンパス・アクセシビリティ入門」に変更されたが、今まで同様に講義を行う予定である。2017 年度の授業計画は以下の表 3 のとおりである。

表 3 「キャンパス・アクセシビリティ入門」
授業計画 (2017 年度後期)

	内容項目	備考
1	ガイダンス・高等教育における障害のある学生の現状	
2	障害のある学生の修学支援	
3	障害のある学生の理解① (聴覚障害)	聴覚障害
4	「聴くこと」に関する情報保障①	聴覚障害
5	「聴くこと」に関する情報保障②	聴覚障害
6	障害のある学生の理解② (発達障害)	発達障害
7	障害のある学生の理解③ (視覚障害)	視覚障害
8	「見ること」に関する情報保障①	視覚障害
9	「見ること」に関する情報保障②	視覚障害
10	障害のある学生の理解④ (病弱・精神障害)	病弱・ 精神障害
11	障害のある学生の理解⑤ (肢体不自由)	肢体不自由
12	「移動」に関する支援①	肢体不自由
13	「移動」に関する支援②	肢体不自由
14	グループワーク	
15	高等教育における修学支援の展望	

図書館職員が担当するのは 8～9 の『見ること』に関する情報保障」で、電子化サービスの講義と実習のほか、色覚の多様性についても講義する。

4.2 インターンシップ受け入れ

2013 年度に、学生相談室のカウンセラー（翌年度からは支援室兼任相談員）から当館に依頼があり、障害のある学生のインターンシップを受け入れた。学生が将来の就職に対するイメージをつかむため、当館での実習を通して仕事を体験させたいとの要請を受けて、実習学生、担当カウンセラー、図書館職員とで連携をとりながら、無理の無いプログラムで実施することとなった。2013 年 2 月に 2 日間の日程で、学部 2 年生と 3 年生の 2 名を実習生として受け入れ、配架・書架整理、カウンター業務、図書の装備、蔵書点検など本館の閲覧業務一般について実習を行った。

実習生の感想、担当カウンセラーの講評からは多くの収穫があったことが伺えた。また、実習前後で自尊感情尺度（Rosenberg's Self-esteem Scale）¹⁵⁾を実施したが、実習後に全員高くなったという結果が出ており、短いながらも効果のある取り組みであったといえる。

インターンシップについては「第一次まとめ」で「キャリア教育やインターンシップにおける支援について検討することも重要である」とされており、2013 年度の学生支援室からの依頼はこれに対応するものだったと思われる¹⁶⁾。「第二次まとめ」でも「障害に配慮したインターンシップ」などの「就職支援のための取り組みや関係機関間でのネットワークづくりを促進することが重要である」とされている¹⁷⁾。

当館と支援室が連携してのインターンシップの取り組みは 2014 年度以降は実施されていないが、今後また支援室からの要請があれば連携して取り組むべきであると考えます。

4.3 対応要領の制定

2016 年 4 月、本学では、障害者差別解消法第 9 条第 1 項及び第 2 項に基づき「国立大学法人北海道大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」¹⁸⁾及び「国立大学法人北海道大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領に基づく留意事項」¹⁹⁾を制定した。これらの制定にあたっては支援室が中心となって対応要領作成ワーキング・グループを結成して案を作成したが、図書館職員もオブザーバーとして対応要領作成ワーキング・グループに参加した。

5. 支援室の協力を受けての当館の取り組み

5.1 貸出に関する合理的配慮

支援室からの配慮願いを受けて、身体障害のために大学に頻繁に通うことが困難であったり、入院を要する場合があったりする学生に対しては以下のような配慮を行っている。

- (1) 返却期限の延長・ペナルティの解除
- (2) 複数館の資料をまとめて一館で貸出
- (3) 複数館の資料をまとめて一館で返却

(2), (3) について、本学の札幌キャンパスは 177 万 6,249 m²という広さで図書館と部局図書室は合わせて 18 ある。健常の学生は自ら各図書館を訪れて資料を利用するが、障害のある学生にはこれが困難なので、このような配慮が必要となる。

5.2 施設・設備

支援室利用学生から当館の施設、設備についての意見をもらい、対応できるものについては対応している。

- (1) 対応したもの：エレベーターのミラー

当館本館のエレベーターには、入った時に正面に見える壁に全身が映る鏡が取り付けられているが、これでは車椅子利用者にとっては不足であるということだった。車椅子で乗り降りする際、バックで出ることがあり、その場合、足元が見えていないと不安だという。上部に取り付けるカーブミラータイプの鏡（図 4）を設置した。



図 4 エレベーター内のカーブミラー（写真右上）

- (2) 対応が今後の課題となっているもの
 - ・ 入退館ゲート

本館と北図書館には入退館時に通るゲートが付いている（図 5）。入館時は学生証をかざしてゲートを開ける必要がある。退館時は BDS（ブック・ディテクション・システム）によって、貸出処理の済んでいない本があると自動でゲートが閉まるようになっ

ている。上下肢に麻痺がある学生から、入館時に学生証を取り出してゲートにかざすという動作は人の手を借りなければ困難であり、また、退館時にはゲートが車椅子に取り付けた机(図 6)に当たり危険だから改善してほしいという要望があった。入退館ゲートを取り扱っている業者にも見てもらい検討したが、付け替えのための経費の問題と、退館ゲート無しでは盗難を防止することが困難であることからこの要望を受け入れることはできなかった。該当の学生には、入退館時にはカウンターの職員に声をかけてもらえればゲートを開けられる旨を説明し、了承してもらった。



図 5 本館の入退館ゲート。右の白いゲートに学生証をかざして入館し、左の黒いゲートを手で押して退館する。



図 6 車椅子に取り付けられた机。退館ゲートが閉まった場合にちょうどぶつかる高さにあり、転倒の恐れもある。

・ 入口の扉

北図書館 2 階の入口は重いガラス扉になっており、手で押して開けなければ通行できない。車椅子利用の学生は「いつも友達や通るかかった人に声をかけて開けてもらっている」と言う。自動ドアにすれば

一人で来館しても自由に出入りできるようになるが、建物の構造上改修が難しく、未対応となっている。

・ 階段の手すり

本館の書庫の階段には片側しか手すりが付いていない。半身に麻痺のある学生から、昇るときはよいが降りるときは手すりに掴まることができず、転倒のおそれがあるため両側に手すりを付けてほしいとの要望があった。これも見積もりは取ったものの経費の都合で要望には応えられずにいる。該当の学生には、職員が配架作業用に使っているエレベーターを利用するよう案内した。

5.3 情報提供

当館ホームページに障害者向けサービスの情報をまとめて公開した²⁰⁾。またその内容を「北大図書館は“学生みんなが使いやすい”を目指します」というリーフレット(図 7, 8)²¹⁾にまとめ、配布した。この内容についても、修学支援懇話会の参加メンバーに内容を確認してもらい、意見を反映させている。



図 7 リーフレット表紙・裏表紙

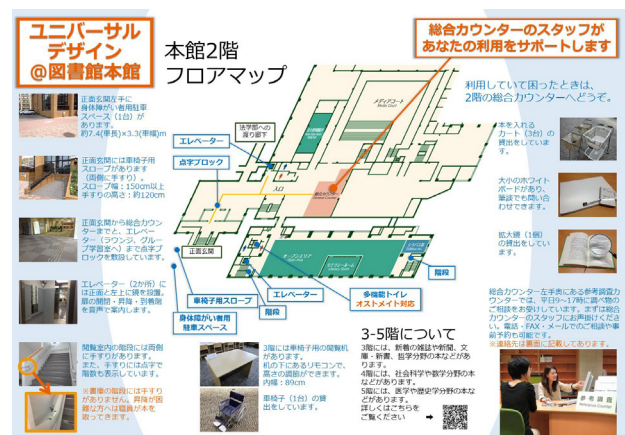


図 8 リーフレット内面

5.4 図書館職員の研修

図書館職員が受講する研修としては、学内での支

援室主催の研修会に参加するほか、学外での図書館職員向けの障害者サービス研修にも参加している。国立国会図書館が開催する障害者サービス担当職員向け講座に 2015 年度と 2016 年度に当館職員が参加したが、その際の出張旅費は支援室の経費を使用した。

6. 学外との連携, 学外発表

6.1 学外との連携

支援室との連携という本稿のテーマから外れるが、電子化サービスに関しては他機関との連携も重要であるのでここで触れておく。

他大学の電子化サービスの事例では、立命館大学図書館が 2010 年から電子化サービスを行っており、論文が発表されている²²⁾²³⁾。また、ルーテル学院大学図書館では 2011 年から電子化サービスを行っており、文部科学省の「大学図書館における先進的な取組の実践例 (Web 版)」²⁴⁾で紹介されている。

2016 年の段階で資料電子化にかかるコストを試算したところ、一冊あたり 3 万円程度であった²⁵⁾。それぞれの大学図書館で個別に要望に応じて電子化のサービスをしていたらコストは高いままである。他大学・他機関の図書館等と連携・協力して相互利用、共同利用することで資料提供の負担を軽減することができる。また、利用者にとっては入手できる資料が増える。相互利用、共同利用のためには作成する資料の質の標準化が必要になる。そのため、当館では、国立国会図書館と立命館大学と共にワーキング・グループを結成し、資料電子化の際の校正作業ガイドラインの作成を行っている。2016 年 12 月に会合を行い、ガイドラインの基本的な方針について確認した。当館からは第二筆者が参加した。

日本学生支援機構が実施している平成 28 年度 (2016 年度) の「障害のある学生の修学支援に関する実態調査」²⁶⁾によれば、教材のテキストデータ化を行っている大学は 80 校、実施率は 14.0%である。校正ガイドラインができることで電子化サービスに取り組む図書館が増え、相互利用、共同利用も活発に行われるようになることを期待している。

6.2 学外発表

2015 年 6 月に開催された第 66 回北日本図書館大会北海道大会・第 57 回北海道図書館大会 (図 9) の分科会で、松田教授と第一筆者が講師となり「プリント・ディスアビリティのある利用者のための資料電子化サービス」と題して発表した。当館の事例を報告することで、他の図書館でも電子化サービスを開始してもらい、協力していきたいとの願いがあっ

てのことだった。アンケートには「障害者差別解消法前夜にふさわしい分科会だった」「利用者のニーズの把握や、北大附属図書館の取り組みについて具体的に示され、大変参考になった」といった声が寄せられた。



図 9 北日本図書館大会・北海道図書館大会

その他、2015 年 11 月の図書館総合展の分科会、2016 年 3 月の大学コンソーシアム京都の FD フォーラムの分科会、2016 年 9 月の北海道地区大学図書館職員研究集会 (図 10) 等多くの発表の機会を持っている。



図 10 北海道地区大学図書館職員研究集会

また、2017 年 7 月に PEPNet-Japan シンポジウム実行委員会の会合の席で、話題提供として本学の電子化サービスについて第一筆者が事例報告をした。聴覚障害のある学生の支援に携わっている教職員の集まる会合であったが、興味を持って聴いてもらえた。図書館で作成した障害者用資料を共同利用・相互利用することに関して、聴覚障害学生のために作成した字幕付き映像資料についても、図書館の相互利用サービスを利用すればよいのではないかという意見が出され、聴覚障害学生の支援にも、図書館が役に

立てる方法があることに気付かされた。

7. まとめ

障害学生支援は大学として取り組むべき課題であり、その中に「大学図書館の障害者へのサービス」が位置付けられる。大学図書館は、図書館に寄せられる利用者からの要望を待って障害者サービスを始めるのではなく、障害学生支援担当部署と連携し、図書館にできることを障害学生支援担当部署に伝え、学生からの図書館への要望などの情報を共有し、できることを一緒に考えることから始めるべきだと考える。

「障害のある学生の修学支援に関する実態調査」²⁷⁾によれば、2016 年 5 月現在、全国の大学等のうち障害学生支援担当部署として専門部署・機関を設置している大学等は 16.7%、他の部署・機関が対応している大学等は 76.3%で、合わせて 93.0%が障害学生支援担当部署を設置している。そのうち何%が図書館と連携して障害学生支援に取り組んでいるかはこの調査からは確認することができなかった。それぞれの大学で図書館と障害学生支援担当部署との連携がどのように行われているのか知る機会は少なく、まずは本学の取り組みについて報告しようと思いを執筆した。参考になれば幸いである。

注・引用文献

- 1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号) 第七条第二項「行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」
- 2) 文部科学省. “障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）について”. 文部科学省.
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/12/1329295.htm, (参照 2017-09-30).
- 3) 外務省. “障害者の権利に関する条約（略称：障害者権利条約）（Convention on the Rights of Persons with Disabilities）”. 外務省.
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html, (参照 2018-03-12)
- 4) 障害者権利条約 第 24 条第 5 項「障害者が、差

別なしに、かつ、他の者と平等に高等教育一般、職業訓練、成人教育及び生涯学習の機会を与えられることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する」（前掲 2）「1.はじめに」に掲載されている訳文）

- 5) 文部科学省. “障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）について”. 文部科学省. 2017-04.
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm, (参照 2017-09-30).
- 6) 前掲 2) 「5.大学等における合理的配慮」の「(5) 支援体制」
- 7) 松原洋子. アクセシブルな電子図書館と読書困難な学生の支援：日本における大学図書館サービスの課題と展望. 立命館人間科学研究. 2015, no.31, p. 65-73.
<http://r-cube.ritsumei.ac.jp/repo/repository/rcube/6059> (参照 2018-03-27).
- 8) 前掲 4) 「6. 各大学が取り組むべき主要課題とその内容」の「(1) 教育環境の調整」
- 9) 松田康子, 村松哲夫. 北海道大学障害学生支援組織ができるまで：チームアプローチの視点による検討. 北海道大学大学院教育学研究院紀要. 2015, vol. 122, p. 27-47.
<http://hdl.handle.net/2115/59467>, (参照 2017-09-30).
- 10) 松田康子. 高等教育における障害学生支援と合理的配慮の検討：ひとりの障害学生への聴きとり調査を事例に. 北海道大学大学院教育学研究院紀要. 2012, vol. 117, p. 205-29.
<http://hdl.handle.net/2115/51039>, (参照 2017-09-30).
- 11) 北海道大学附属図書館. “プリント・ディスプレイのある利用者のための資料電子化サービス”. 北海道大学附属図書館ウェブサイト.
https://www.lib.hokudai.ac.jp/services/universal_design/digitizing_pa/, (参照 2017-09-30).
- 12) 電子化サービスについて、当館の事例は以下に詳しく書いた。
小林泰名, 栗田とも子. プリント・ディスプレイのある利用者のための資料電子化サービス. 医学図書館. 2016, vol. 63, no. 1, p. 79-84.
<https://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/handle/2115/63161>, (参照 2017-09-30).
- 13) 国公私立大学図書館協力委員会（ほか）. 図書館の障害者サービスにおける著作権法第 37 条第 3 項に基づく著作物の複製等に関するガイドライ

- ン. 日本図書館協会.
<http://www.jla.or.jp/portals/0/html/20130902.html> ,
 (参照 2017-09-30).
- 14) 授業の動画および講義資料は北海道大学オープンコースウェアで公開されている。
 松田康子, 土永孝, 斉藤美香. “学びのユニバーサル・デザイン入門 (2015)”. 北海道大学オープンコースウェア.
<https://ocw.hokudai.ac.jp/lecture/udl-2015> , (参照 2018-02-23).
- 15) 桜井茂男. ローゼンバーク自尊感情尺度日本語版の検討. 筑波大学発達臨床心理学研究. 2000, vol. 12, p. 65-71. <http://hdl.handle.net/2241/11064>
- 16) 前掲 2) 「6. 国、大学等及び独立行政法人等の関係機関が取り組むべき事項」の「(2)中・長期的課題」の「6)就職支援等」
- 17) 前掲 4) 「6. 各大学等が取り組むべき主要課題とその内容」の「(3) 大学等から就労への移行 (就職)」
- 18) 北海道大学. 国立大学法人北海道大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領. 北海道大学ウェブサイト.
https://www.hokudai.ac.jp/pr/170407_01.pdf, (参照 2018-02-23).
- 19) 北海道大学. 国立大学法人北海道大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領に基づく留意事項. 北海道大学ウェブサイト.
https://www.hokudai.ac.jp/pr/170407_02.pdf, (参照 2018-02-23).
- 20) 北海道大学附属図書館. “障がいのある方”. 北海道大学附属図書館ウェブサイト.
https://www.lib.hokudai.ac.jp/services/universal_design/, (参照 2017-09-30).
- 21) 北海道大学附属図書館. “利用案内[ユニバーサルデザイン編]”. 北海道大学附属図書館ウェブサイト.
https://www.lib.hokudai.ac.jp/uploads/2014/09/leaf_ud_browse0.1.pdf, (参照 2017-09-30).
- 22) 植村要, 松原洋子. 大学図書館におけるプリント・ディスプレイのある利用者に対する環境整備と合理的配慮提供の課題: 立命館大学図書館のテキストデータ提供サービスを事例に. 図書館界. 2016, vol. 68, no. 4, p. 266-278.
- 23) 松原洋子. “図書館の障害者サービスと電子書籍”. 電子書籍アクセシビリティの研究: 視覚障害者等への対応からユニバーサルデザインへ. 松原聡編著. 初版, 東京, 東洋大学出版会, 2017, p. 80-89. ISBN 978-4-908590-01-6.
- 24) ルーテル学院大学. “「視覚障害があっても本を自由に読みたい!」を実現 “誰もが使いやすい大学図書館”を目指し—図書館資料テキストデータ貸出”. 文部科学省. 大学図書館における先進的な取り組みの実践例. no. 22, 2015-09-01.
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2015/09/03/1361417_03.pdf, (参照 2017-09-30).
- 25) 前掲 11)
- 26) 日本学生支援機構. “障害のある学生の修学支援に関する実態調査” 日本学生支援機構. 2017-09-28.
http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/chosa/index.html, (参照 2017-09-30).
 また, 2017 年 9 月 28 日付で 2005~2016 年度の調査分析報告が公表されている。
 日本学生支援機構. “大学, 短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査分析報告 (対象年度: 平成 17 年度 (2005 年度) から平成 28 年度 (2016 年度))” 日本学生支援機構. 2017-09-28.
http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/chosa/bunseki_2005_2016.html, (参照 2017-09-30).
- 27) 前掲 26)

<2018 年 3 月 15 日 受理>

- 1 こばやし やすな 北海道大学附属図書館管理課図書受入担当
- 2 くりた ともこ 北海道大学附属図書館利用支援課北図書館担当
- 3 こうの ゆかり 北海道大学附属図書館利用支援課相互利用担当